○経済産業省告示第三十六号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	国内登録検査機関
一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）	社団法人電線総合技術センター 静岡県浜松市新都田一丁目4番4号
二　電線（基準省令第二項に係るものに限る。）	

（参考）

社団法人電線総合技術センターの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

社団法人電線総合技術センター（静岡県浜松市新都田一丁目4番4号）

○経済産業省告示第三十七号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	国内登録検査機関
一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）	財団法人電気安全環境研究所 東京都渋谷区代々木五丁目14番12号
二　電線（基準省令第二項に係るものに限る。）	
三　ヒューズ（基準省令第一項に係るものに限る。）	
四　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。）	
五　配線器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
六　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
七　電流制限器（基準省令第一項に係るものに限る。）	
八　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第一項に係るものに限る。）	
九　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）	
十　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
十一　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
十二　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
十三　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
十四　電子応用機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）	
十五　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）	
十六　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）	
十七　携帯発電機（基準省令第一項に係るものに限る。）	
十八　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。）	

（参考）

財団法人電気安全環境研究所の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

本部・東京事業所（東京都渋谷区代々木五丁目14番12号）

横浜事業所（神奈川県横浜市鶴見区元宮一丁目12番30号）

関西事業所（兵庫県尼崎市若王寺三丁目9番1号）

○東北地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山形県西村山郡西川町大字海味字太郎六九七番五から同町大字海味コゴリ山九六九番二四まで	前	一一・六〇～二二・四〇メートル
	後	一一・七〇～二二・四〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	山形県西村山郡西川町大字海味字太郎六九七番五から同町大字海味コゴリ山九六九番二四まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月二十六日

○関東地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号